

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成29年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

- (1) 環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税の税率の軽減等の特例措置について、対象となる自動車の細目を定める。
- (2) 居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、人の居住の用に供する専有部分にあつては区分所有者ごとの課税標準を算定する際に用いる按分割合を実際の取引価格の傾向を踏まえて補正する方法の細目を定める。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。